

令和7年度昭島市給付型奨学生（令和8年度生）募集要項

昭島市教育委員会では、学習意欲がありながら、経済的な事情で修学が困難な方に対して、高等学校等へ進学し、在学する上で必要な学資金の一部を、奨学生として給付する制度を実施しています。この制度は、高等学校等に進学する子どもたちに、経済的な理由で学校生活を諦めることなく充実させ、勉学に励み、将来活躍することができるようになると、昭島市出身の田中孝氏からいただいた寄付により設立した基金と、この制度の趣旨に賛同した方々からのふるさと納税を活用した寄付金をもとに運用されています。

1 出願の要件

高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校（高等課程）に進学を予定しており、勉学意欲がありながら経済的事由により修学が困難な方で、次の要件を備えていること

- (1) 保護者が、出願する年度の4月1日から引き続いで市内に住所を有していること
(今回の募集は、令和7年4月1日から市内に住所を有していること。)
- (2) 学業成績が次の①～③のいずれかを満たし、生活態度が良好で、在籍校の校長の推薦があること
 - ① 5段階評価による成績評定で全教科の平均値が3.5以上ある者
 - ② 5の評定の教科が一つ以上ある者
 - ③ 特別支援学級(校)在籍の者については、校長の推薦があること
- (3) 家庭の経済状況（世帯の収入）が、就学援助制度の認定基準を満たしていること

○就学援助認定基準のモデルケース

人数	家族構成	年間総収入限度額	
		持ち家	借家（家賃69,800円以上の場合）
2人	母（36歳）、子（9歳）	約292万	約376万
3人	父（39歳）、母（36歳）、子（9歳）	約382万	約466万
4人	父（40歳）、母（39歳）、子（12・9歳）	約482万	約566万
5人	父（40歳）、母（39歳）、子（12・9・5歳）	約535万	約619万

※ 家族構成（人数・年齢等）及び持家、賃貸の家賃等によって限度額が変動します。

※ 年間総収入とは、世帯全員の方の1年間の総収入額です。（控除額を差し引いた所得額ではありません。）パート・アルバイト・年金・保険金等の収入も含まれます。営業所得・不動産所得の場合は、簡易給与所得表により、給与収入に換算した金額を収入額とみなします。

※ 別居していても生計を同じくする方は、同じ家に住む人として人数と収入に加えます。

- (4) 生活保護を受給していないこと。

2 奨学生支給額

- (1) 入学準備金80,000円
- (2) 奨学生月額上限20,000円（毎年の収入審査により、支給額を決定します。）
※ 正規の修学期間（高等学校であれば3年間）を修了し卒業まで支給します。

3 募集人員

- 15名（応募者多数の場合は選考あり）

※ 裏面あり

4 出願の期間・提出先

令和7年9月1日（月）から9月16日（火）まで（当日消印有効）

※ 昭島市教育委員会教育総務課学務係の窓口（市役所2階北側2-1番窓口）へ直接持参または郵送により御提出ください。

5 提出書類

- (1) 奨学生願書（第1号様式）
- (2) 奨学生推薦調書（第2号様式）

※ 在籍校で校長が作成し、封印されているもの（開封のものは無効）

- (3) 世帯の収入を証明する書類として、(A)と(B)のいずれか

(A)令和7年度の就学援助の認定を受けている方は、就学援助費支給認定通知書の写し

(B)令和7年度の就学援助の申請をされていない方は、以下の該当する書類

- ① 令和7年1月1日に市外にお住まいの方は、収入のある家族全員の令和7年度課税（非課税）証明書（市内にお住まいの方は省略できます。）
- ② 家賃の負担がある方は、家賃額がわかる証明書の写し（賃貸契約書・家賃証明書・住宅使用料決定通知書等）

- (4) 令和6年中1年間で、課税証明書に含まれないその他の収入がある方は、その金額がわかるものの写し（例 児童扶養手当・退職金・傷病手当金・雇用保険・障害年金・遺族年金 等）

※ 昭島市立中学校に在籍の方で出願を希望する方は、学校から奨学生願書を受け取り、奨学生推薦調書の作成を学校へ依頼して下さい

6 選考時期及び決定通知

出願のあった者の中から選考委員会により奨学生を決定し、令和7年11月中旬頃に出願者全員に結果を通知します。

7 支給方法

奨学生として決定された方は、高等学校等への合格が決定後、すみやかに合格通知書、または入学決定通知書等の写し等と一緒に入学届（第4号様式）を提出して下さい。届出用紙は奨学生決定通知書と一緒に送付します。

- (1) 入学準備金は入学前の3月に保護者の指定する口座へ支給
- (2) 奨学金は7月に6ヶ月分、10月と1月に3ヶ月分を保護者の指定する口座へ支給

※ 毎年、現況届による収入審査を行い、この奨学金と同種の給付型奨学金を受給可能な方は、奨学金の月額上限額と受給可能な金額との差額を支給

8 現況届

奨学生として採用された方には、毎年6月中に奨学金の受給資格要件を確認するため、奨学生現況届を提出していただきます。また、受給中に保護者または奨学生本人の住所や氏名、所属等の変更があった場合には変更事項の届出をしていただく必要があります。

9 問い合わせ先

昭島市教育委員会事務局 学校教育部教育総務課学務係

住所：〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

電話：042-544-4437（直通）